



平成 28 年 5 月 10 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報担当

国立市まちづくり条例を制定しました 本条例について説明会を開催します

市では、このたび「国立市まちづくり条例」を制定しました。制定にあたっては、説明会やパブリックコメント(意見公募)のなかでの市民の皆さまからのご意見や、学識経験者からのアドバイスをいただきながら検討を重ねました。

【国立市まちづくり条例とは...】

開発事業を計画する事業者が、市と事前協議する手続きを定めています。
開発事業について、市が事業計画を承認するうえでの各種基準を定めています。

事業者と近隣住民が意見調整する仕組みを定めています。
地域住民の発意によるまちづくりのルールを、「地区まちづくり計画」として策定することができる仕組みを定めています。

本条例の内容について、わかりやすくお伝えするため、市民説明会を開催します。ぜひ、貴媒体での取材、掲載方よろしくお願ひいたします。

記

1. 日時・場所

5月15日(日)午前10時～正午	国立市役所1階 東臨時事務室 (国立市富士見台2-47-1)
5月17日(火)午後7時～9時	南区公会堂 (国立市谷保3143-1)
5月18日(水)午後7時～9時	北市民プラザ (国立市北3-1-1 9号棟)

2. 内 容 国立市まちづくり条例について

3. 説明者 都市計画課職員

お問い合わせ

国立市都市整備部 都市計画課指導係
TEL: 042-576-2111 (内線362)